

## ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱

全部改正	平成 24 年 6 月 11 日	24 林第 184 号
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日	2 林第 20 号
一部改正	令和 3 年 8 月 24 日	3 林第 227 号
一部改正	令和 4 年 3 月 30 日	3 林第 227 号

### (趣旨)

第 1 条 知事は、すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、ながさき森林環境保全事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の定めるところにより、ながさき森林環境保全事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱に定めるところによる。

### (補助の対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等並びに補助事業者は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

### (全体事業計画)

第 3 条 補助事業者は、別に定めるところにより、全体事業計画を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、全体事業計画とは、別表第 1 の実施区分ごとに、人集う里山づくりは計画概要書、ふるさとの森林づくり及びながさ木・なごみの街づくりは全体事業計画書、ながさき県民参加の森林づくりは活動計画書のことをいう。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の規定により補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、様式第 4 号については、別途農林部で定める団体（地方公共団体を含む。）については提出不要とする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第 4 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 4 条の交付申請書を提出することができる時期は、毎年度、別に定める期日までとし、その提出部数は 2 部とする。

3 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

4 規則第5条第1項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は60日間とする。

(申請の取下げのできる期日)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(交付決定前着手)

第6条 補助金の交付の決定前に事業に着手する場合は、別に定める場合を除き、交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合、やむを得ないと認められるときは、これを受理するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別表第1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告等)

第8条 規則第13条第1項の実績報告書(様式第7号)の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の4月10日)とする。ただし、ふるさとの森林づくりのうち実施細区分がしまの間伐促進以外のすべての事業、ながさ木・なごみの街づくり、ながさき県民参加の森林づくりについては、事業の完了した日から30日を経過した日あるいは事業実施年度の3月10日のいずれか早い方を提出期限とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとし、その提出部数は2部とする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

- 2 規則第 16 条第 2 項の規定により、概算払いで補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。
- 3 ながさき県民参加の森林づくりに係る概算払の上限額は、交付決定額の 7 割以内とする。
- 4 規則第 16 条第 1 項の交付請求書に添付すべき書類及び規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の概算払請求書に添付すべき書類は、省略することができる。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第 20 条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の別に定めるものは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50 万円以上の機械及び器具とする。
- 4 規則第 20 条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等処分申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（帳簿の整備等）

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 12 条 規則及び要綱並びに本実施要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、別表第 1 に示す実施区分ごとに定める各実施要領による。

附 則

1. この実施要綱は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
2. この実施要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。
3. この実施要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。
4. この実施要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。
5. この実施要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。
6. この実施要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。
7. この実施要綱は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

実施区分	補助金の交付の対象となる経費	補助率等	重要な変更	補助事業者
人集う里山づくり	市町が森林整備の実施を必要と認めた森林において、森林整備工事を行うために必要な森林調査等の経費	知事が認める実施経費の10分の10以内	補助金額の変更又は事業費の2割を超える増減	市町
ふるさとの森林づくり	市町が地域で重要とされる森林を対象とし、地域住民が望む森林の姿に誘導・維持するための森林整備や未利用木材の利用推進、県産材の利用推進、森林保全の普及啓発などの取組に必要な経費	(1) 知事が別に定める率 (2) 各実施細区分間の流用は認めない	(1) 事業実施主体の変更 (2) 実施細区分の新設又は廃止 (3) 各実施細区分における事業費の2割を超える増減 (4) 補助金額の変更	市町
ながさ木・なごみの街づくり	(1) 県民の目にふれる機会が多い公共性の高い民間施設の木質化、木製品導入にかかる経費 (2) 木質化、木製品導入のための研究開発に係る経費	知事が認める実施経費の2分の1以内	(1) 事業区分の新設又は廃止 (2) 各事業区分における事業費の2割を超える増減 (3) 補助金額の変更	知事が適当と認めるもの
ながさき県民参加の森林づくり	森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていく県民参加の森林づくりにつながる活動に係る経費で別に定めるもの	(1) 知事が認める実施経費の10分の10以内（補助金額の上限は200万円とする。ただし、知事が特に必要と認めたものについてはこの限りでない） (2) 当初交付決定額を上限とし、補助金額の増は認めない	補助金額の変更又は事業費の2割を超える増減	知事が適当と認めるもの

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付申請書

年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、ながさき森林環境保全事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 暴力団排除に係る誓約書
- 4 その他知事が必要と認める書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（人集う里山づくり）

区分	区分の概要	事業量 (ha)	事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
					着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
合 計							

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

様式第2号（その2）（第4条及び第8条関係）

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（ふるさとの森林づくり）

事業実施主体名	実施細区分名	事業等の名称	事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
					着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	
	小計						
	小計						
合計							
総計							

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

2) 「実施細区分名」の欄は、以下のとおりとする。

- (1) 地域林整備
- (2) 公共施設の木造・木質化
- (3) 森林のめぐみ普及・啓発
- (4) 危険木伐採（小規模）
- (5) 森林公園整備
- (6) その他
- (7) しまの間伐促進

様式第2号（その3）（第4条及び第8条関係）

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（ながさ木・なごみの街づくり）

区分	施設名	整備内容	事業費 (円)	補助対象 事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
						着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

2) 区分は、木質化、木製品、木製品等の開発のいずれかを記入する。



様式第2号（その4）（第4条及び第8条関係）

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（ながさき県民参加の森林づくり）

活動名	活動内容	主な活動場所	参加対象者 及び参加者 予定数	事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
						着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

収支予算（精算）書

1 収入の部

収入区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合計				

2 支出の部

区分	経費の区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
	小計				
	小計				
合計					

- (注) 1. 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。  
 2. 区分は、以下のとおりとする。  
 (1) 人集う里山づくり  
 (2) ながさ木・なごみの街づくり：木質化、木製品、木製品等の開発  
 (3) ながさき県民参加の森林づくり：活動内容の区分による。

収支予算（精算）書

1 収入の部

収入区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合計				

2 支出の部

事業実施主体	実施細区分名	事業等の名称	経費の区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
			小計				
			小計				
			小計				
			小計				
合計							

(注) 1. 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

暴力団排除に係る誓約書

私は、 年度ながさき森林環境保全事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事

様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付決定前着手届

年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第6条第1項の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業の概要
  - (1) 事業内容及び事業量
  - (2) 事業費
2. 交付決定前の着手を必要とする理由
3. 着手予定年月日
4. 完了予定年月日

(別記条件)

1. 対象事業として決定されない場合は自力事業とする。
2. 決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体の負担とする。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)  
発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事

様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業計画  
変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた、年度ながさき森林環境保全事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業変更計画書
- 2 変更の理由
- 3 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた 年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた 年  
度ながさき森林環境保全事業について、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第8条第4項  
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 補助金の確定額<br>( 年 月 日付長崎県指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円也 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額               | 金 | 円也 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額       | 金 | 円也 |
| 4 補助金返還相当額(上記3-2)                         | 金 | 円也 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)



年度ながさき森林環境保全事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で額の確定の通知があった 年度ながさき森林環境保全事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所  
氏 名（法人にあっては名称及び  
代表者の氏名）

交付確定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

※ 申請者の名称と同一の口座名義であること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付請求書（概算払）

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった 年度ながさき森林環境保全事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 16 条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所  
氏 名（法人にあっては名称及び  
代表者の氏名）

概算払いを必要とする理由

交付決定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

※ 申請者の名称と同一の口座名義であること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

### 取得財産等処分申請書

年度ながさき森林環境保全事業補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したので、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第10条第4項の規定により申請します。

#### 記

##### 1. 処分する財産等

- (1) 名称、所在地、構造、延床面積
- (2) 事業費及び補助金
- (3) 事業完了年月日
- (4) 処分(予定)先、処分予定日
- (5) 処分見込み価格
- (6) 処分の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)